

令和4年度障がい福祉サービス事業所等、障がい児 通所支援事業所等の実地指導の実施状況について

令和4年度実施状況

【指定障がい福祉サービス事業所】

- 1 実施時期 令和4年11月～12月
- 2 実施事業所等数 14カ所
- 3 指摘件数 文書、口頭指摘数 152件

人員に関する基準：1件

- 従業者の員数（生活支援員等） 1件

設備に関する基準：1件

- 設備に関する基準 1件

変更の届出等：7件

- 変更の届出等 7件

給付費の算定及び取扱い：19件

- 各種加算 19件

運営に関する基準：124件

- 身体拘束等の禁止 21件
- 虐待の禁止 12件
- 内容及び手続の説明及び同意 11件

運営に関する基準：124件

- 計画の作成（書類の交付） 11件
- 勤務体制の確保 11件
- 契約支給量（契約内容）の報告等 9件
- 苦情解決 7件
- 掲示 6件
- 運営規程 5件
- 工賃の支払・賃金 3件
- 協力医療機関等 3件
- 指定事業所が支給決定障害者等に求めることができる金銭の支払の結果 2件
- 食事 2件
- 非常災害 2件
- 記録の整備 2件
- その他 15件

指摘内訳

【指定障がい福祉サービス事業所】

1 運営に関する基準：124件

(1) 身体拘束の禁止

【指摘項目】	【留意点】
身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない その結果について、従業者に周知徹底を図っていない	<ul style="list-style-type: none">・ 令和4年4月1日から義務化・ 身体拘束適正化委員会は、少なくとも1年に1回は開催すること・ 定期的な研修を実施（年1回以上）するとともに、新規採用時には必ず身体拘束等の適正化の研修を実施すること
身体拘束等の適正化のための指針を整備していない	
従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施していない	
【重要】	
身体拘束等の適正化を図る措置（①身体拘束等の記録、 ②委員会の定期開催、③指針の整備、④研修の実施 ）を講じていない場合 身体拘束廃止未実施減算 が適用となります（ ②～④に係る減算は令和5年4月から適用 ）	

指摘内訳

【指定障がい福祉サービス事業所】

(2) 虐待の防止

【指摘項目】	【留意点】
虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的 に開催していない その結果について従業者に周知徹底を図っていない	<ul style="list-style-type: none">・ 令和4年4月1日から義務化・ 虐待防止委員会は、少なくとも1年に1回は開催 すること・ 定期的な研修を実施（年1回以上）するとともに、 新規採用時には必ず虐待防止の研修を実施するこ と・ 虐待防止のための担当者については、サービス管 理責任者等を配置すること
従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的 に実施していない	
虐待防止対策の委員会や研修を適切に実施するた めの担当者を置いていない	

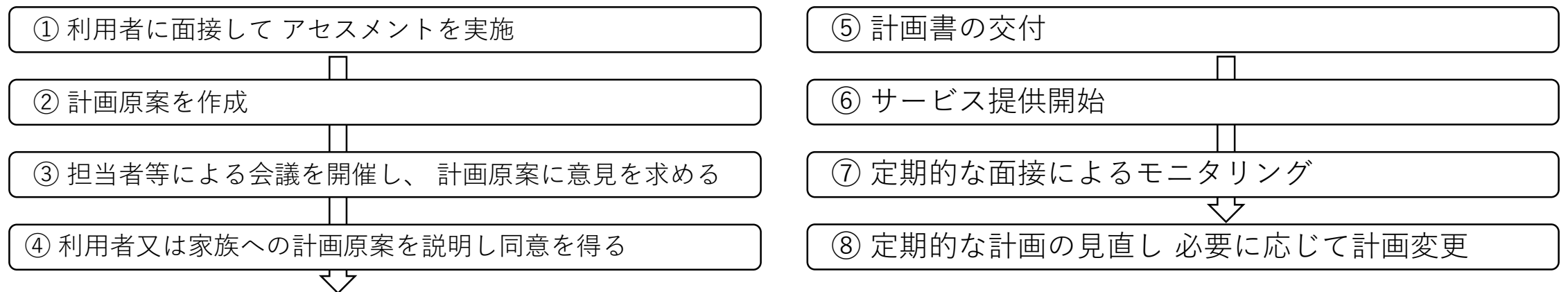
(3) 内容及び手続の説明及び同意

【指摘項目】	【留意点】
重要事項説明書に必要な事項の記載がない	重要事項説明書に必要な事項 運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時 の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第 三者評価の実施状況について、必ず記載すること

(4) 計画の作成（書類の交付）

【指摘項目】	【留意点】
個別支援計画の原案の作成、作成に係るモニタリングの記録、会議の記録がされていない	個別支援計画の見直し ○自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労定着支援、自立生活援助 ⇒少なくとも3ヵ月に1回以上 ○共同生活援助、療養介護、生活介護、就労継続支援（A型・B型）、施設入所支援、障害児通所支援、障害児入所支援 ⇒少なくとも6ヵ月に1回以上
個別支援計画の原案の内容を利用者及びその家族に対して説明し、文書により同意を得ていない（同意日を記載していない）	
個別支援計画の原案の内容について、サービス提供に当たる担当者等から意見を求めている	

「個別支援計画作成の流れ」



※ 訪問系サービス（保育所等訪問支援を除く）は上記と異なり、計画原案や担当者会議の招集等は必要ありません。詳細は基準条例を参照してください

(5) 契約支給量の報告等

【指摘項目】	【留意点】
利用契約後、該当市町村へ報告が行われていなかった	【受給者証に記載すべき事項】 事業者及び事業所の名称、サービスの内容、提供する月当たりのサービス提供量、契約日
サービス提供を開始及び終了した際並びに変更があった際に、市町村へ報告していない	
受給者証に、サービスの内容や契約支給量など記載が必要な事項が記載されていない	

(6) 勤務体制の確保

【指摘項目】	【留意点】
事業所ごとの従業員の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係を明確にしていない	事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、従業員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係を明確にすることが必要
ハラスメントの方針を明確化し、従業員への周知・啓発、相談体制の整備を行っていない	

(7) 掲示

【指摘項目】	【留意点】
必要な事項を掲示していない	【必要な掲示物】 運営規程の概要、従業員の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況等を事業所の見やすい場所に提示すること

(8) 運営規程

【指摘項目】	【留意点】
運営規程に虐待防止のための措置に関する事項を記載していない	<p>【虐待の防止記載例】 <u>令和4年4月1日義務化</u> 第〇〇条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずる。</p> <p>(1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。</p> <p>(2) 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。</p> <p>(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。</p>

(9) 工賃の支払・賃金

【指摘項目】
<p>【就労継続支援B型】 年度ごとに、工賃の目標水準を設定し、目標工賃月額及び前年度に利用者に支払われた平均工賃月額の実績について、利用者に周知していない</p>

(10) 食事

【指摘項目】	【留意点】
食事の提供にあたって、利用者の心身の状況等に応じ、あらかじめ作成する献立に従ったものとなっていない。	調理はあらかじめ作成された献立に従って行うとともに、その実施状況を明らかにしておくこと。

(11) 記録の整備

【指摘項目】	【留意点】
従業者、サービス提供等に関する記録を整備していない。	【サービスを提供した日から、少なくとも5年以上保存が必要なもの】 個別支援計画、サービス提供の記録、支給決定障害者に関する市町村への通知に係る記録、身体拘束等の記録、苦情の内容等の記録、事故の状況及び事故に際して取った処置についての記録

(12) 非常災害対策

【指摘項目】	【留意点】
消防計画で規定された回数の消火訓練及び避難訓練を実施していない。	<ul style="list-style-type: none">・ 計画の策定・ 関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練等の実施

2 変更届（障がい福祉サービス事業所等）

1	事業所（施設）の名称	13	運営規程
2	事業所（施設）の所在地（設置の場所）	14	事業所の種別（併設型・空床型の別）
3	事業者（設置者）の名称	15	併設型における利用定員数又は空床型における当該施設の入所者の定員
4	主たる事務所の所在地	16	協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約内容
5	代表者の氏名及び住所	17	提供する障害福祉サービスの種類（重度障害者等包括支援の場合に限る。）
6	登記事項証明書又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る。）	18	委託提供する障害福祉サービスの種類並びに委託先の事業所の名称及び所在地（重度障害者等包括支援の場合に限る。）
7	建物の構造概要、平面図及び設備の概要	19	障害者支援施設等との連携及び支援体制の概要
8	管理者の氏名、経歴及び住所	20	連携する公共職業安定所その他の関係機関の名称
9	サービス提供責任者の氏名、経歴及び住所	21	事業の開始予定年月日
10	サービス管理責任者の氏名、経歴及び住所	22	併設する施設がある場合の当該併設施設の概要
11	指定相談支援の提供に当たる者の氏名、経歴及び住所	23	同一敷地内にある入所施設及び病院の概要
12	主たる対象者		

指摘内訳

【指定障がい福祉サービス事業所】

3 給付費の算定及び取扱い：19件

(1) 欠席時対応加算

【指摘項目】

相談援助の内容の記録が残っていない。

(2) 重度障害者支援加算

【指摘項目】

支援計画シートが未作成であったにもかかわらず、支援を行ったものとして当該加算Ⅱを算定していた。

(3) 送迎加算

【指摘項目】

I型の要件（原則、1回の送迎について平均10人以上）を満たしていないにもかかわらずI型を算定していた。

令和4年度実施状況

【指定障がい児通所支援事業所】

- 1 実施時期 令和4年11月
- 2 実施事業所等数 2カ所
- 3 指摘件数 文書、口頭指摘数 16件

給付費の算定及び取扱い：2件

- 各種加算 2件

運営に関する基準：14件

- 計画の作成 3件
- 勤務体制の確保 2件
- 身体拘束等の禁止 2件
- 契約支給量（契約内容）の報告等 1件
- サービス提供の記録 1件
- 事業所の体制・支援体制の確保 1件
- 非常災害対策 1件
- 掲示 1件
- 苦情解決 1件
- 虐待の禁止 1件

指摘内訳

【指定障がい児通所支援事業所】

1 運営に関する基準：14件

・身体拘束の禁止

【指摘項目】	【留意点】
<ul style="list-style-type: none">・身体拘束適正化検討委員会が開催されていない。・身体拘束等の適正化のための指針を整備していない。・従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施していない。	<ul style="list-style-type: none">・ 令和4年4月1日から義務化 身体拘束等の適正化を図る措置（①身体拘束等の記録、②委員会の定期開催、③指針の整備、④研修の実施）を講じていない場合、身体拘束廃止未実施減算が適用となります。 （②～④に係る減算は令和5年4月から適用）

2 給付費の算定及び取扱い：2件

・欠席時対応加算

【指摘項目】
児童の状況、相談援助の内容の記録が不十分

令和4年度実施状況

【指定障がい児通所支援事業所】

2 変更届

1	事業所（施設）の名称	8	事業所（施設）の平面図及び設備の概要
2	事業所（施設）の所在地（設置の場所	9	事業所（施設）の管理者の氏名及び住所
3	事業者（設置者）の名称	10	事業所（施設）の児童発達支援管理責任者の氏名及び住所
4	主たる事務所の所在地	11	主たる対象者
5	代表者の氏名及び住所	12	運営規程
6	登記事項証明書又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る。）	13	協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約内容
7	医療法第7条の許可を受けた病院又は診療所であること		

ご清聴ありがとうございました